

一般社団法人 島田市観光協会 旅行業務取扱料金表(地域限定)

(この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。)

毎度当社をご利用いただき、まことにありがとうございます。

当社では、お客様との旅行の契約、ご旅行の相談に際しまして、下記の取扱料金を申し受けます。

なお、この旅行業務取扱料金は、国土交通省令で定められた基準に従って定めたものでございます。さらにお客様へのサービス向上に努力してまいりますので、なにとぞご理解のほどお願い申し上げます。

区 分	料 金	
〔1〕取扱料金	ア. 宿泊機関と運送機関・観光券等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の20%以内
	イ. 宿泊機関等を単一手配する場合	宿泊機関等1件1手配につき550円
	ウ. 運送機関等を単一手配する場合	運送機関等1件1手配につき5500円
	エ. 観光券等を単一手配する場合	1件1手配につき550円
〔2〕変更手続料金	—	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券等1件1手配につき550円
〔3〕取消手続料金	—	
〔4〕相談料金	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金 30分:1,100円 (以降30分毎に1,100円)
	(2)旅行日程表の作成	日程表1件につき1,100円
	(3)旅行代金見積書の作成	見積書1件につき1,100円
〔5〕通信連絡料金	お客様のご依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合等	1件につき550円

(注):

上記の各料金には消費税が含まれています。

「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。

上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻ししません。

上記〔1〕:旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金を収受いたします。

上記〔1〕:「手配」とは、予約を伴わない発券のみも含まれます。

上記〔1〕:同一施設に連泊の場合は1件1手配として扱います。

上記〔1〕:「運送機関等を手配する」とは、JRを除く私鉄・バス・フェリー等の手配をすることをいいます。

上記〔1〕:同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数等に関わらず、1件1手配として扱います。

上記〔1〕:「観光券等を手配する」とはTDR、USJ、JTB エンタメチケットを除く入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。

同一施設の手配は、人数に関わらず1件1手配として扱います。

上記〔2〕〔3〕:手配着手後の変更、取消より申し受けます。変更の場合は、変更の都度、申し受けます。

上記〔2〕〔3〕:上記〔1〕取扱料金は、別途収受いたします。

上記〔2〕〔3〕:宿泊・運送機関等に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払いまたは、これから支払う費用は別途申し受けます。

上記〔5〕:電話料、その他通信実費は別途申し受けます。

令和6年3月18日 策定